

条 例 案 資 料

議第18号 滋賀県介護予防基盤強化基金条例案	… 1
議第29号 滋賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案	… 3
議第31号 滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	… 5
議第32号 滋賀県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	… 7
議第36号 滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案	… 9
議第37号 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例および滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	… 20
議第38号 滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例案	… 26
議第39号 滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案	… 29
議第65号 滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	… 33
議第66号 滋賀県妊婦健康診査支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	… 35
議第67号 滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	… 37
議第69号 滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	… 39
議第70号 滋賀県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	… 41

滋賀県介護予防基盤強化基金条例案要綱

1 制定の理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、平成24年度に限り財政安定化基金を取り崩すことができることとされたことに伴い、平成24年度において滋賀県介護保険財政安定化基金を取り崩すこととし、そのうち県へ返還される額を基金に積み立て、介護予防の取組のための基盤の強化を図るため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) 介護予防の取組のための基盤の強化を図るため、滋賀県介護予防基盤強化基金を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) その他
 - ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うこととします。

「滋賀県介護保険財政安定化基金」の設置について

基金の原資

滋賀県介護保険財政安定化基金

介護保険法第147条により設置、保険料の未納や給付費の見込みによる保険料の不足について、貸付交付を行う。

介護保険法の一報改正(平成23年6月公布)
第5期保険料率の増加抑制や介護保険に関する事業に充てるよう努める規定を受けた上で、平成24年度に限り、取り崩しを可能とされた。

県への返還額 532,466千円

平成23年度末基金残額(見込)額 2,389,171千円
取り崩し額 1,597,396千円
市町への交付額 532,466千円
国への納付額 532,466千円

【課題】

- ①法改正による取り崩しの趣旨に則った有効活用方策
- ②介護給付費の増嵩対策

介護保険制度の安定的な運営のため、要介護状態にならないあるいは要介護状態になつてもその悪化を防ぐための介護予防に取り組む

基金の造成

【課題】

- ①法改正による取り崩しの趣旨に則った有効活用方策
- ②介護給付費の増嵩対策

介護保険制度の安定的な運営のため、要介護状態にならないあるいは要介護状態になつてもその悪化を防ぐための介護予防に取り組む

「滋賀県介護予防基盤強化基金」の設置

平成24年2月議会で基金条例・基金造成予算を上程

目的 介護予防の取組のための基盤強化を図る

期間 平成24年度～平成26年度

積立額 532,466千円

(平成24年度事業)

- ・元気高齢者への対応 →老人クラブ介護予防活動支援事業
- ・在宅サービス利用者への対応 →民間主導介護度改善プロジェクト事業
- ・介護予防のためのお口齒づら支授事業
- ・施設サービス利用者への対応 →特別養護老人ホーム「個室的なしつらえ」改修費補助
- ・市町、団体の取組支援 →介護予防推進交付金等

滋賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、平成24年度に限り、特例として財政安定化基金の一部を取り崩すことができることとされたことに伴い、本県においてもそれに対応することができるよう、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事は、平成24年度に限り、第7条の規定にかかわらず、市町に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業等に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができます。（付則関係）
- (2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

滋賀県介護保険財政安定化基金条例新旧対照表

	旧	新
本則 省略		本則 省略
付 則		付 則
この条例は、平成12年4月1日から施行する。	1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。	1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
	2 知事は、平成24年度に限り、第7条の規定にかかわらず、市町に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業等に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。	2 知事は、平成24年度に限り、第7条の規定にかかわらず、市町に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業等に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業の実施期限が延長されることに伴い、平成24年度においても基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を1年間延長するため、改正を行おうとするものです。

2 概 要

- (1) 条例の有効期限を平成25年3月31日まで延長することとします。 (付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例新旧対照表

		日		新	
本則		省略	本則	省略	
		付 則	付 則	付 則	
1	省略		1	省略	
2	この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。		2	この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。	

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業の一部の実施期間が延長されることに伴い、平成24年度においても当該延長に係る基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を8月間延長するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的を限定することとします。 (第1条関係)
- (2) 条例の有効期限を平成25年3月31日まで延長することとします。 (付則関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)は、平成24年8月1日から施行することとします。

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例新旧対照表

	旧	新
(設置)		
第1条 介護職員の処遇の更なる改善および介護施設等の円滑な開設を図るため、滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第1条 介護施設等の円滑な開設を図るため、滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。	第1条 介護施設等の円滑な開設を図るため、滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

	第2条から第7条まで 省略	省略
		付 則

	第2条から第7条まで 省略	付 則
		付 則

- 1 省略
2 この条例は、平成24年7月31日限り、その効力を失う。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）が一部改正されたことに伴い、従来は法で規定されていた認定こども園の認定要件を法で定める基準に従い、および文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める基準を参考して、条例で定めることとされたため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 認定こども園の認定要件を定めることとします。（第3条、別表関係）

(2) その他

ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表

旧	新
(趣旨)	(趣旨)
<u>第1条</u> この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項第4号および第2項第3号に規定する認定こども園の認定の基準（以下「認定基準」という。）その他認定こども園の認定に関する必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項および第3項に規定する認定こども園の認定の要件その他の認定こども園の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
<u>第2条</u> (略)	<u>第2条</u> (略)
2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
<u>(1) 幼保連携型認定こども園</u> 幼稚園および保育所のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置されている施設であって、法第3条第2項の認定を受けたものをいう。	<u>(1) 幼稚園型認定こども園</u> 次のいずれかに該当する施設をいう。
<u>(2) 幼稚園型認定こども園</u> 次のいずれかに該当する施設をいう。	<u>(2) 幼稚園型認定こども園</u> 次のいずれかに該当する施設をいう。
ア (略)	ア (略)
<u>イ 幼稚園および認可外保育施設</u> (児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。) のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置されている施設であって、法第3条第2項の認定を受けたもの	<u>イ 幼稚園および認可外保育施設</u> (児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。) のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置され正在する施設であって、法第3条第3項の認定を受けたもの
<u>(3) (略)</u>	<u>(2) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(3) (略)</u>
	<u>(4) 幼保連携型認定こども園</u> 幼稚園および保育所のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置されている施設であって、法第3条第3項の認定を受けたものをいう。
	(認定要件)

第3条 認定基準は、別表のとおりとする。

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、別表第1のとおりとする。

第4条・第5条 (略)

別表 (第3条関係)

第4条・第5条 (略)

別表第1 (第3条関係)

- 1 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第1号イに掲げる施設を除く。以下この表において同じ。）の認定を受けようとする場合にあっては、幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どもたち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。
- 2 保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する保育を行はばか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもの（保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、当該保育所が所在する市町における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限り。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げた目標が達成されるよう保育を行うこと。
- 3 子育て支援事業のうち、認定こども園（第2条第2項第1号イおよび同項第4号に掲げる施設を除く。以下この表において同じ。）の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。
 - (1) 1人の認定こども園の長を置くこと。この場合にはいて、認定こども園の長は、当該認定こども園を構成する施設の長を兼ねることができる。
 - (2) 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数の保育に従事する者を置くこと。
 - ア 満1歳に満たない子ども 当該子どもおおむね3人につき1人以上
 - イ 満1歳以上満3歳に満たない子ども 当該子どもおおむね6人につき1人以上

- ウ 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの以下「短時間利用児」という。) 当該子どもおおさか35人につき1人以上
- エ 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。) 当該子どもおおさか20人につき1人以上
- オ 満4歳以上の子どものうち長時間利用児 当該子どもおおさか30人につき1人以上
- (3) 保育に従事する者の数は、開園時間を通じて常時2人を下回らないこと。
- (4) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児および長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間について学級を少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。

2 職員の資格

- (1) 認定こども園の長は、教育および保育ならびに子育て支援を行なう機能を發揮させるよう管理および運営を行なう能力を有すること。
- (2) 1(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。
- (3) 1(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
- ア 幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有していること。
- イ 幼稚園の教員の免許状および保育士の資格を併有していない者にあつては、その併有に向けた努力を行っていること。
- ウ 1(4)の規定により学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)にあつては、幼稚園の教員の免許状を有していること。ただし、保育所型認定こども園または出力裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とする者が困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者を学級担任とすることができる

- ウ 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの以下「短時間利用児」という。) 当該短時間利用児おおさか35人につき1人以上
- エ 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。) 当該長時間利用児おおさか20人につき1人以上
- オ 満4歳以上の子どものうち長時間利用児 当該長時間利用児おおさか30人につき1人以上
- (3) 保育に従事する者の数は、開園時間を通じて常時2人を下回らないこと。
- (4) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児および長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級を少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。

5 認定こども園の職員の資格は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 認定こども園の長は、教育および保育ならびに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮させるよう管理および運営を行なう能力を有すること。
- (2) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。
- (3) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
- ア 幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有していること。
- イ 幼稚園の教員の免許状および保育士の資格を併有していない者にあつては、その併有に向けた努力を行っていること。
- ウ 4(4)の規定により学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)は、幼稚園の教員の免許状を有していること。ただし、保育所型認定こども園または出力裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とする者が困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者を学級担任とすることができる

エ 長時間利用児の保育に従事する者には、保育士の資格を有していること。
ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して長時間利用児の保育に従事する者として適切と認められる者であること。

3 施設および設備

(1) 法第3条第2項の認定を受けようとする場合にあっては、幼稚園および保育所等のそれらの用に供される建物およびその附屬設備が同一または隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

ア 教育および保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(2) 園舎の面積（満3歳に満たない子どもたちの保育を行いう場合には、満2歳以上満3歳に満たない子どもたちの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳に満たない子どもたちの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、当該右欄に定める面積以上であること。ただし、既存の施設について幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、(4)本文（満2歳に満たない子どもたちの保育を行う場合にあっては、(4)本文および(9)）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320平方メートルと100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積

(3) 保育室または遊戯室および屋外遊戯場を設けること。

(4) 保育室または遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メート

6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

エ 長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有していること。ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して長時間利用児の保育に従事する者として適当と認められる者を長時間利用児の保育に従事する者とすることができる。

(1) 園舎の面積（満3歳に満たない子どもたちの保育を行いう場合には、満2歳以上満3歳に満たない子どもたちの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳に満たない子どもたちの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、当該右欄に定める面積以上であること。ただし、既存の施設について保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて、(3)本文（満2歳に満たない子どもたちの保育を行いう場合には、(3)本文および(8)）に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320平方メートルと100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積

(2) 保育室または遊戯室および屋外遊戯場を設けること。

(3) 保育室または遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メート

ル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設について幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合認定を受ける場合であって、(2)本文に規定する場合を満たすときは、この限りでない。

(5) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存の施設について幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であってアに掲げる基準を満たすときは、(2)本文に規定する場合を受ける場合であつて幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合は地裁量型認定こども園に掲げる基準を満たすとときはアに掲げる基準を、それぞれ満たすことを要しない。

ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ当該右欄に定める面積と満3歳に満たない子どもについてアの規定により算定した面積との合計の面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	330平方メートルと30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積
3学級以上	400平方メートルと80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積

(6) (3)の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、屋外遊戯場を当該認定を受ける場合の付近にある適当な場所であつて次に掲げる要件を満たすものに代えができる。

ア 子どもが安全に利用できる場所であること。

イ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

ウ 教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。

エ (5)に規定する基準を満たす場所であること。

(7) 調理室を設け、子ども（短時間利用児を除く。）に当該調理室で調理した食事

ル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設について幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて、(1)本文に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

(4) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存の施設について保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつてアに掲げる基準を満たすときはイに掲げる基準を、既存の施設について幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつてイに掲げる基準を満たすときはアに掲げる基準を、それぞれ満たすことを要しない。

ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ当該右欄に定める面積と満2歳以上満3歳に満たない子どもについてアの規定により算定した面積との合計の面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	330平方メートルと30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積
3学級以上	400平方メートルと80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積

(5) (2)の規定にかかわらず、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合には、屋外遊戯場を当該認定を受ける場合の付近にある適当な場所であつて次に掲げる要件を満たすものに代えができる。

ア 子どもが安全に利用できる場所であること。

イ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

ウ 教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。

エ (4)に掲げる基準を満たす場所であること。

(6) 調理室を設け、子ども（短時間利用児を除く。）に当該調理室で調理した食事

を提供すること。

(8) (7)の規定にかかるわらず、次に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の子どもにに対する食事の提供について、認定こども園の認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、調理室に代えて、当該食事の提供について当該施設内においてなお行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

ア 子どもにに対する食事の提供の責任が当該認定を受けようとする施設にあり、その長が衛生面、栄養面等における注意を果たすことができるよう、必要な体制が確保され、および調理業務を行う者との間で必要な事項が定められていること。
イ 訓立等について栄養士による指導が受けられる体制にあること、その他栄養士による必要な助言が受けられること。

ウ 調理業務を行う者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

エ その他規則で定める要件

(9) 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、乳児室またはほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

4 教育および保育の内容
教育および保育の内容は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項であつて規則で定めるものおよび厚生労働大臣が保育所における保育の内容について定める指針で定めるものに基づくものであり、かつ、認定こども園に固有の事情を勘案して規則で定める基準に適合したものであること。

5 職員の資質の向上等
規則で定める事項に留意して、職員の資質の向上等を図るために必要な措置が講じられていること。

を提供すること。

(7) (6)の規定にかかるわらず、次に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の子どもにに対する食事の提供について、当該認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、調理室に代えて、当該食事の提供について当該施設内においてなお行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

ア 子どもにに対する食事の提供の責任が当該認定を受けようとする施設にあり、その長が衛生面、栄養面等における注意を果たすことができるよう、必要な体制が確保され、および調理業務を行う者との間で必要な事項が定められていること。
イ 訓立等について栄養士による指導が受けられる体制にあること、その他栄養士による必要な助言が受けられること。

ウ 調理業務を行う者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

エ その他規則で定める要件

(8) 満2歳に満たない子どもの保育を行いう場合にあっては、乳児室またはほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

7 認定こども園の教育および保育の内容は、幼稚園教育要領その他の保育内容に関する事項であつて規則で定めるものおよび厚生労働大臣が保育所における保育の内容について定める指針であつて規則で定めるものに基づくものであり、かつ、認定こども園に固有の事情を勘案して規則で定める基準に適合したものであること。

8 規則で定める事項に留意して、認定こども園の職員の資質の向上等を図るための必要な措置が講じられていること。

6 子育て支援事業 規則で定める事項に留意して、子育て支援事業について必要な措置

が講じられていること。

7 管理運営等

(1) 児童福祉法第39条第1項に規定する乳児または幼児に対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。

(2) 開園日数および開園時間は、児童福祉法第39条第1項に規定する乳児または幼児に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めること。

(3) 保護者が適切に認定こども園を選択できるよう、情報の開示に努めること。

(4) 入園する子どもの選考が公正に行われ、特別な配慮が必要な子どもとの利用が排除されないこと、および市町との連携を図り、当該子ども受入れに適切に配慮すること。

(5) 子どもの健康および安全を確保するため、防災、防犯等に関する体制を整えること。

(6) 適切な保険または共済制度に加入し、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができること。

(7) 教育および保育の質の向上を図るため、当該認定こども園について子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を行うこと。

(8) 保護者等からの苦情に適切に対処するため、苦情の受けその他苦情処理の体制を整備すること。

(9) 建物または敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

別表第2 (第3条関係)

1 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第1号イに掲げる施設に限る。）または幼保連携型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、次のいずれかに該

9 規則で定める事項に留意して、認定こども園の子育て支援事業について必要な措置が講じられていること。

10 認定こども園の管理運営等は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 児童福祉法第39条第1項に規定する乳児または幼児に対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。

(2) 開園日数および開園時間は、児童福祉法第39条第1項に規定する乳児または幼児に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めること。

(3) 保護者が適切に認定こども園を選択できるよう、情報の開示に努めること。

(4) 入園する子どもの選考が公正に行われ、特別な配慮が必要な子どもとの利用が排除されないこと、および市町との連携を図り、当該子ども受入れに適切に配慮すること。

(5) 子どもの健康および安全を確保するため、防災、防犯等に関する体制を整えること。

(6) 適切な保険または共済制度に加入し、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができること。

(7) 教育および保育の質の向上を図るため、当該認定こども園について子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を行うこと。

(8) 保護者等からの苦情に適切に対処するため、苦情の受けその他苦情処理の体制を整備すること。

(9) 建物または敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

当する施設であること。

(1) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保育を行うこと。

2 子育て支援事業のうち、認定こども園（第2条第2項第1号イおよび同項第4号に掲げる施設に限る。以下同じ。）の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 認定こども園の職員の配置は、別表第1の4（1）から（4）までに掲げるとおりとすること。

4 認定こども園の職員の資格は、別表第1の5（1）から（3）まで（（3）ウただし書を除く。）に掲げるとおりとすること。この場合において、同表の5（3）エただし書中「幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは、「幼稚園型認定こども園」とする。

5 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 幼稚園および保育所等のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が同一または隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

ア 教育および保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(2) 別表第1の6（1）から（8）までに掲げるとおりとすること。この場合において、同表の6（1）ただし書中「保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と、同表の6（3）ただし書中「幼稚園型認定こども園」とあるのは「地方裁量型認定こども園」とあるのは「認定こども園」と、同表の6（4）ただし書中「保育所型認定こども園または地方裁

- 量型認定こども園とあるのは「幼保連携型認定こども園」と、「幼稚園型認定こども園または地方裁量型こども園」とあるのは「認定こども園」と、同表の6(5)中「保育所型認定こども園または園または地方裁量型認定こども園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」とする。
- 6 認定こども園の教育および保育の内容は、別表第1の7に掲げるとおりとすること。
- 7 認定こども園の職員の資質の向上等は、別表第1の8に掲げるとおりとすること。
- 8 認定こども園の子育て支援事業は、別表第1の9に掲げるとおりとすること。
- 9 認定こども園の管理運営等は、別表第1の10(1)から(9)までに掲げるとおりとすること。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案 概要

現行

【法】○認定要件
・施設の定義
幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型
・子育て支援
当該地域において実施することが必要と認められるもの

【告示】○条例が参照すべき基準(設備運営等の基準)
・職員配置、面積、教育・保育の内容等

改正後

【法】○条例が従うべき基準(認定要件)
・施設の定義
幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型
→
・子育て支援
当該地域において実施することが必要と認められるもの

【告示】○条例が参照すべき基準(設備運営等の基準)
・職員配置、面積、教育・保育の内容等

【条例】○認定要件
・施設の定義
幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型
・子育て支援
当該地域において実施することが必要と認められるもの
・職員配置、面積、教育・保育の内容等 <

<主な改正点>

1. 施設の定義や子育て支援については、法の定める「従うべき基準」に従い、認定要件として条例で定める。
2. 職員配置、面積、教育・保育の内容等は「参照すべき基準」(告示)を参考し、認定要件として条例として条例で定める。

※ 法:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例および滋賀県病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法（昭和22年法律164号）が一部改正され、児童福祉施設の区分および在園期間の延長措置の見直しが行われたことに伴い、県立施設を当該区分に応じた種別にする等のため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正

ア 「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に、「知的障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改めることとします。（第2条、第3条、別表関係）

イ 当分の間、近江学園および信楽学園は、障害者支援施設としての業務（満18歳に達する日の前日までに当該施設の利用の承認を受けた者に係る業務に限る。）を行うこととします。

（付則関係）

(2) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正

「知的障害児通園施設」および「肢体不自由児通園施設」を「児童発達支援センター」に、「知的障害児通園施設支援」および「肢体不自由児通園施設支援」を「障害児通所支援」に改めることとします。（第14条、別表第2関係）

(3) その他

ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

第1条 省略	旧	新
(名称および位置)		
第2条 児童福祉施設の名称および位置は、次のとおりとする。		
児童自立支援施設	淡海学園	甲賀市土山町大野
知的障害児施設	近江学園	湖南市東寺四丁目
同	信楽学園	甲賀市信楽町神山
(業務)		
第3条 省略	第3条 省略	第3条 省略
2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する <u>知的障害児施設</u> としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。	2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する <u>障害児入所施設</u> としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。	2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する <u>障害児入所施設</u> としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。
(1) 省略	(1) 省略	(1) 省略
(2) 省略	(2) 省略	(2) 省略
(3) その他 <u>知的障害児施設</u> の設置の目的を達成するため必要な業務	(3) その他 <u>障害児入所施設</u> の設置の目的を達成するため必要な業務	(3) その他 <u>障害児入所施設</u> の設置の目的を達成するため必要な業務
第4条から第11条まで 省略		
付 則	付 則	付 則
(施行期日)		
1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。	1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。	1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
(業務の特例)		
2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる業務のほか、 <u>障害者自立支援法</u> 第5条第12項に規定する <u>障害者支援施設</u> としての業務(満18歳に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の	2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる業務のほか、 <u>障害者自立支援法</u> 第5条第12項に規定する <u>障害者支援施設</u> としての業務(満18歳に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の	2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる業務のほか、 <u>障害者自立支援法</u> 第5条第12項に規定する <u>障害者支援施設</u> としての業務(満18歳に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の

承認を受けた者（第3条第2項第1号に規定する短期入所の利用の承認を受けた者を除く。）に係るものに限る。）を行う。

3 前項の規定により信楽学園が同項に規定する業務を行う場合における第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「除く。」とあるのは、「除く。」および付則第2項に規定する業務とする。

4 第2項の規定により近江学園および信楽学園が同項に規定する業務を行う場合における別表の規定については、同表中「短期入所」とあるのは、「短期入所および障害者支援施設としての業務」とする。

別表（第5条、第10条関係）

区分	金額
障害見入所支援	法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所	障害者自立支援法第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の5を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

別表（第5条、第10条関係）

区分	金額
知的障害児施設支援	法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所	障害者自立支援法第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の5を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧	新																
第一条から第13条まで 省略	第1条から第13条まで 省略																
(附帯事業) 第14条 滋賀県立小児保健医療センターに、附帯事業として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する知的障害児通園施設および同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設のうち通所による入所者のみを対象とする施設(以下「肢体不自由児通園施設」という。)を設置し、運営する。	(附帯事業) 第14条 滋賀県立小児保健医療センターに、附帯事業として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する知的障害児通園施設および同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設のうち通所による入所者のみを対象とする施設(以下「肢体不自由児通園施設」という。)を設置し、運営する。 2 前項に規定する施設の定員は、次のとおりとする。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>定員</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児通園施設</td> <td>30人</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児通園施設</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	定員	定員	知的障害児通園施設	30人	70人	肢体不自由児通園施設	40人								
種別	定員	定員															
知的障害児通園施設	30人	70人															
肢体不自由児通園施設	40人																
第15条 省略	第15条 省略 付則 省略 別表第1 省略 別表第2 (第7条関係) 使用料																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害児通園施設支援</td> <td>同</td> <td>児童福祉法第24条の2 第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</td> <td>児童福祉法第21条の5の3 第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児通園施設支援</td> <td>同</td> <td>児童福祉法第24条の2 第2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	金額	金額	省略				知的障害児通園施設支援	同	児童福祉法第24条の2 第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	児童福祉法第21条の5の3 第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	肢体不自由児通園施設支援	同	児童福祉法第24条の2 第2	
種別	区分	金額	金額														
省略																	
知的障害児通園施設支援	同	児童福祉法第24条の2 第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	児童福祉法第21条の5の3 第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額														
肢体不自由児通園施設支援	同	児童福祉法第24条の2 第2															

	項目に規定する厚生労働大臣 が定める基準により算定し た費用の額
省略	

手数料 省略

注

- 1 省略
- 2 知的障害児通園施設支援および肢体不自由児通園施設支援について、使用料の表に定めるもののほか、特別に定める費用については、病院事業庁長が別に定める額とする。
- 3 から 5 まで 省略

	手数料 省略
省略	

注

- 1 省略
- 2 様害児通所支援について、使用料の表に定めるもののほか、特別に定める額とする。
- 3 から 5 まで 省略

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例および
滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【平成22年法律第71号】 一 障害者自立支援法、児童福祉法等の改正

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に
おいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」

公布日：H22.12.10 施行日：H24.4.1（今回該当部分）

●障害児支援に係る改正概要

1. 障害児を対象とした施設・事業の一本化、再編

【現行】児童福祉法と障害者自立支援法に混在 → 【改正】児童福祉法に一本化、再編

2. 18歳以上の障害児施設の入所者（加齢児）

【現行】児童の施設入所者は児童福祉法 → 【改正】障害者自立支援法

3. 通所サービスの支給決定（入所サービスは現行どおり都道府県）

【現行】都道府県 → 【改正】市町村

●県条例の改正案 一 児童福祉法改正への対応

1. 障害児を対象とした施設・事業の一本化、再編

○近江学園、信楽学園

・知的障害児施設 → 障害児入所施設

○小児保健医療センター療育部

・知的障害児通園施設および肢体不自由児通園施設 → 児童発達支援センター

2. 18歳以上の障害児施設の入所者（加齢児）

○近江学園、信楽学園

児童福祉法の対象外となる18歳以上の加齢児は、障害者自立支援法により市町村が支給決定

→当分の間、近江学園および信楽学園に障害者自立支援法による「障害者支援施設としての業務」を加える。

・経過措置のため付則で対応することとする。

・「当分の間」=経過措置として国が示す6年間を予定

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正され、市町の障害児通所給付費等に係る処分の知事に対する審査請求については障害者自立支援法に規定する障害者介護給付費等不服審査会に事件を取り扱わせることができることとされたことに伴い、滋賀県障害者介護給付費等不服審査会に当該事件を取り扱わせるため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 知事は、市町の障害児通所給付費または特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者から審査請求があった場合は、障害児通所給付費の額の決定等利用者負担に係る処分を除き、速やかに滋賀県障害者介護給付費等不服審査会に諮問しなければならないこととします。（第2条関係）

(2) その他

- ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。
- イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

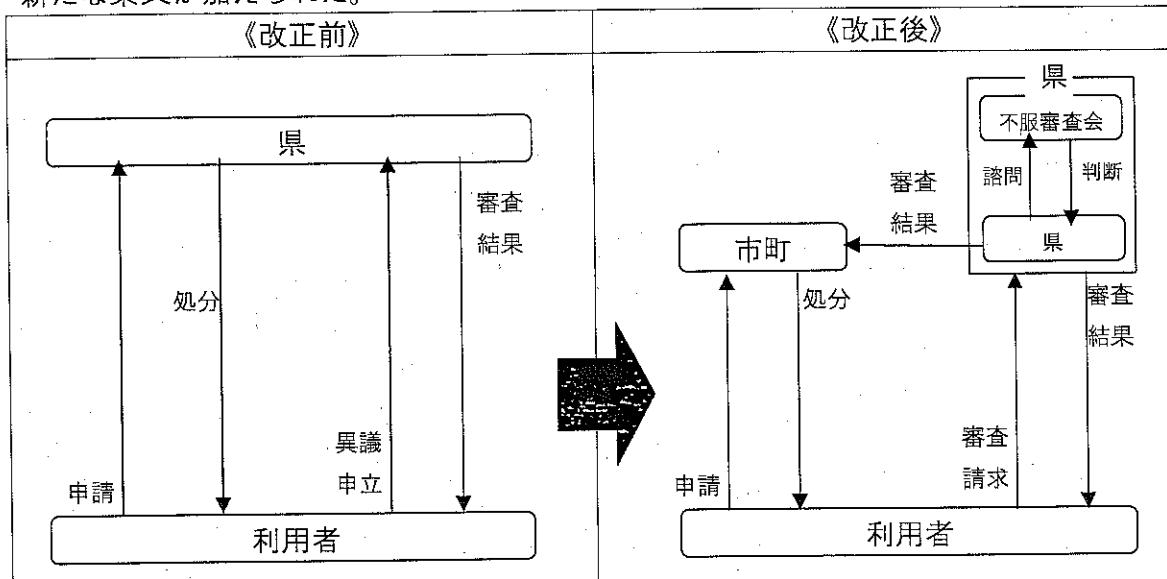
滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例新旧対照表

旧	新
(設置)	(設置)
第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第1項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。	第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。
(不服審査会への諮問等)	(不服審査会への諮問等)
第2条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があつたときは、速やかに不服審査会に諮問しなければならない。	第2条 知事は、法第97条第1項または児童福祉法第56条の5第1項の規定に基づき審査請求があつたときは、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、速やかに不服審査会に諮問しなければならない。
(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。	(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
(2) 法第29条第4項もしくは第31条第1項の規定に基づく額の決定または法第33条第1項、第34条第1項もしくは第35条第1項の規定に基づく支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。	(2) 法第29条第3項もしくは第31条第1項の規定に基づく額の決定または法第34条第1項、第35条第1項もしくは第76条の2第1項の規定に基づく支給の決定についての審査請求であるとき。
(3) 児童福祉法第21条の5の3第2項もしくは第21条の5の11第1項の規定に基づく額の決定または同法第21条の5の12第1項の規定に基づく支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。	(3) 児童福祉法第21条の5の3第2項もしくは第21条の5の11第1項の規定に基づく額の決定または同法第21条の5の12第1項の規定に基づく支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。
(4) その他知事が障害者または障害児の保健または福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。	(4) その他知事が障害者または障害児の保健または福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。
2 省略	2 省略
第3条以下 省略	第3条以下 省略

**滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の
一部を改正する条例について条例について**

1 改正の背景

平成24年4月1日付けで施行される児童福祉法の改正により、障害児通所給付費に係る支給決定等の処分を行う処分庁が都道府県から市町村に変更されたことに伴い、障害児通所給付費に係る処分について不服がある場合、都道府県あて審査請求ができる旨新たな条文が加えられた。



2 改正の理由

児童福祉法第56条の5の5第2項において準用することとされた障害者自立支援法の審査請求では、不服審査会に諮問を行い、判断を仰ぐ仕組みとなっている。

障害児通所給付費の給付決定においても、有する障害の種類や程度を勘案して、サービスの種類や量が決定されることから、当該決定の妥当性を公平公正に判断するためには、専門的な見地に基づく審査が必要である。従って、障害者自立支援法の審査請求と同様に、不服審査会に諮問を行う取扱いとするため、条例の改正を行う。

3 改正の概要

- (1) 不服審査会への諮問対象として、児童福祉法（障害児通所給付費）に係る処分に関する審査請求を追加する（改正後条例第2条第1項）。
- (2) 児童福祉法に係る審査請求について、処分の適否の判断に専門的な審査を要しない利用者負担に係る処分は、審査請求は受け付けるが、不服審査会の諮問対象外とする（改正後条例第2条第1項第3号）。

※ 障害者自立支援法の審査請求においても、同様の規定としている。

《「利用者負担に係る処分」の例》

・月当たりの利用者負担額の決定に関する処分

→ 法令に算定方法や勘案する所得等の内容が明示されていることから、当該算定方法等が正しいか否かを判断すれば足りるため、専門的な審査を要しない。

滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の一部改正により、障害者施策推進協議会に係る条項が繰り下げられるとともに、その規定内容が改められたため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者基本法に規定する障害者施策推進協議会に係る条項に改正があったことに伴い、これを引用している規定の改正を行うこととします。（第1条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)の一部は、公布の日から起算して5月を超えない範囲において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県障害者施策推進協議会条例 新旧対照表(第1条関係)

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84条）第26条第3項の規定に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定める。	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84条）第34条第3項の規定に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定める。

滋賀県障害者施策推進協議会条例 新旧対照表(第2条関係)

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84条）第34条第3項の規定に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定める。	(設置) 第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

障害者基本法の一部改正により、障害者施策推進協議会に係る条項が繰り下げられるとともに、その規定内容が改められたため、改正を行おうとするもの

2 改正の概要

障害者基本法に規定する障害者施策推進協議会に係る条項に改正があったことに伴い、これを引用している規定の改正を行う

① 第1条関係

障害者基本法の改正により条項の移動があったため、これを引用している条例第1条について改正を行う。(第26条第3項→第34条第3項)

※ 条項移動の原因

新設条項 差別の禁止、国際的協調、療育、防災及び防犯、
消費者としての障害者の保護、選挙等における配慮、
司法手続における配慮等、国際協力

② 第2条関係

障害者基本法の改正により条項の移動および規定内容の変更があったため、これを引用している条例第1条について改正を行う。(第34条第3項→第36条第1項)

※ 条例移動の原因

政策委員会にかかる条項の追加

※ 規定内容の変更

障害者基本法において「地方障害者施策推進協議会」との文言がなくなったため、条例において同協議会の設置にかかる規定が必要になり、規定内容を変更

改正前：障害者基本法第34条 都道府県に地方障害者施策推進協議会を置く



改正後：障害者基本法第36条 都道府県に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く

3 その他

この条例は改正障害者基本法の施行にあわせ、公布の日から起算して5月を超えない範囲において、規則で定める日等の施行とする。

滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、平成24年度においても基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を1年間延長するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成25年3月31日まで延長することとします。 (付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

		新
旧		本則 省略
本則 省略	付 則	付 則
1 この条例は、公布の日から施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例は、 <u>平成24年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

滋賀県妊婦健康診査支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の妊婦健康診査支援臨時特例交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、平成24年度においても基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を1年間延長するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成25年9月30日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県妊娠健診査支援臨時特例基金条例新旧対照表

日	新
本則 省略	付 則 1 省略 2 この条例は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。 本則 省略 付 則 1 省略 2 この条例は、平成25年9月30日限り、その効力を失う。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、平成 24 年度においても基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を 1 年間延長するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長することとします。 (付則 関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

		旧	新
		本則 省略	本則 省略
		付 則	付 則
1	省略		1 省略
2	この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。		2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、平成24年度においても基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を1年間延長するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成25年3月31日まで延長することとします。 (付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 新旧対照表

	旧	新
本則 省略	本則 省略	本則 省略
付 則	付 則	付 則
1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。	1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。	1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

滋賀県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、平成 24 年度においても基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を延長するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基準条例新旧対照表

		旧	新
本則	省略	本則	省略
		付 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。	付 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。